

資料 1

宮城県広域化予防接種事業実施要綱（案）

1 目的

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）に基づき市町村長が実施する予防接種について、各市町村地域内における予防接種体制の充実・強化を図りながら、特別な事情を有する者にあっては、予防接種対象者が住所を有する市町村外（以下「住所地市町村外」という。）の医療機関においても円滑に接種を受けることができる広域化予防接種を各市町村及び宮城県医師会等の連携の下に実施し、予防接種の機会の拡大と地域住民の健康の増進に寄与することを目的とする。

2 事業の名称

宮城県広域化予防接種事業（以下「広域化事業」という。）

3 実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間とし、高齢者インフルエンザは令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日までの期間、高齢者コロナウイルスワクチンは令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間で各市町村が定める期間とする。

4 対象者

広域化事業の対象者は次のとおりとする。

- (1) かかりつけ医が住所地市町村外にいる者。
- (2) 重症心疾患児、低出生体重児、先天性免疫不全児等で主治医が住所地市町村外にいる者。
- (3) 母親の出産等に伴い、住所地市町村外に長期間滞在している者。
- (4) 住所地市町村外の施設等に入所している者。
- (5) 市町村が定めた接種期日に予防接種が受けられず、市町村の次の予防接種期まで期間があり、法で定められた期間に予防接種を受けることができない者。

5 対象予防接種

- (1) ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ
- (2) ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ
- (3) ジフテリア・百日せき・破傷風
- (4) ジフテリア・破傷風
- (5) 麻しん・風しん
- (6) 麻しん
- (7) 風しん
- (8) 日本脳炎

- (9) 不活化ポリオ
- (10) 子宮頸がん予防
- (11) ヒブ
- (12) 小児用肺炎球菌
- (13) 水痘
- (14) B型肝炎
- (15) ロタウイルス
- (16) BCG
- (17) 高齢者インフルエンザ
- (18) 高齢者肺炎球菌（定期接種：県内全市町村、任意接種：気仙沼市、白石市）
- (19) 高齢者コロナウイルス

6 実施内容

(1) 契約

広域化事業に参加する市町村は、宮城県医師会と広域化予防接種業務委託契約を締結するものとする。

(2) 委任契約

広域化事業に協力しようとする予防接種実施医療機関（以下「実施医療機関」という。）の開設者又は管理者は、宮城県医師会長に対し、各市町村との予防接種に関する契約の締結を委任する。宮城県医師会長は、実施医療機関の代理人として各市町村長と契約を締結するものとする。

(3) 実施医療機関の選定

実施医療機関は、都市医師会の推薦により、宮城県医師会が指定する。

指定された実施医療機関は、「宮城県広域化予防接種事業実施医療機関（新規・継続）申込書（以下「申込書」という。）（様式2）」を宮城県医師会へ提出する。

宮城県医師会は、申込書をとりまとめ、宮城県広域化予防接種事業実施医療機関名簿を作成して都市医師会、市町村及び宮城県に提出する。

なお、各市町村及び宮城県は、広報等により、実施医療機関を住民に知らせるものとする。

(4) 実施依頼書の提出

各市町村長は、広域化事業を実施するに当たり、宮城県医師会長に宮城県広域化予防接種事業実施依頼書（様式1）を提出するものとする。

(5) 接種の手続

実施医療機関は、健康保険証等に基づき、住所等所要事項を確認の上接種を行うものとする。

(6) 料 金

- ① 予防接種委託料金は、住所を有する市町村の料金とする。
- ② 予防接種を中止した場合の予診料は、各市町村の定めた予診料とする。
- ③ 市町村が自己負担金を設けている場合には、実施医療機関は市町村の定めた自己負担金を徴収する。

(7) ワクチン

ワクチンは、実施医療機関で用意するものとし、ワクチンを製造する製造会社は特定しない。

(8) 予診票

予診票（問診票）は、各市町村が発行しているものを使用する。

7 事務手続き

広域化事業を実施した医療機関は、市町村毎に個別予防接種実施報告書（様式3）を作成し、予診票（問診票）を添えて宮城県医師会に送付する。宮城県医師会は、内容を審査の上、各市町村に対し予診票を添えて料金を請求する。請求を受けた市町村は、宮城県医師会に対して一括して料金を支払い、実施医療機関に実績に応じた金額を支払うこととする。

8 健康被害の対応

実施医療機関は、予防接種後の健康被害を確認した場合、当該市町村へ報告するものとする。被害者への救済措置は、法に基づき住所地市町村が行う。

9 個人情報の保護

広域化事業の実施にあたり、従事する関係者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、その取扱に注意するものとする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、広域化事業の実施に関し必要な事項は、各市町村と宮城県医師会との協議において別に定める。

(様式 1)

宮城県広域化予防接種事業実施医療機関（新規・継続）申込書
令和 7 年度宮城県広域化予防接種事業実施依頼書

令和 年 月 日
宮城県医師会長 殿

宮城県医師会長	殿	医療機関・施設名 病・医院長又は施設長名
所在地	T E L ()	事務担当者名

貴医師会指定の宮城県広域化予防接種事業実施医療機関が宮城県広域化
予防接種事業実施要綱及び予防接種法に基づき、
予防接種を行うことを依頼いたします。

市町村住所 T E L ()

1. 實施する予防接種の種類 ※前年度より変更がある場合のみ記入をお願いいたします。

(※実施を希望しない予防接種については二本線で抹消のこと)

- ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ（五種混合）
- ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ（四種混合）
- ジフテリア・百日咳・破傷風（三種混合）
- ジフテリア・破傷風（二種混合）
- 麻しん風しん混合（小児対象）
- 麻しん（小児対象）
- 風しん（小児対象）
- 日本脳炎
- 不活化ポリオ
- 子宮頸がん予防
- ヒブ
- 小児用肺炎球菌
- 水痘
- B型肝炎
- ロタウイルス
- BCG

印

市町村長名

（ ）

市町村住所

- 高齢者インフルエンザ
- 高齢者肺炎球菌
- 高齢者コロナウイルス

2. 振込先 ※前年度より変更がある場合のみ記入をお願いいたします。

銀行名	普通	当座
口座番号		No.

口座名義（フリガナ）

(様式 2)

（様式3）
市町村分個別予防接種実施報告書
令和7年度

宮城県医師会長

醫藥機器

辦，醫院長又任處長名譽擔當醫師；施肇機在醫學上也有著顯著的成績。

（ ）

五

目 月 年 和 爪

自分の個別予防接種を実施するのである。郵便いたすか下記のとおり会和

種 別		性質 (性)		作製 (年)		部		種 別	
ジフテリア 百日せき 敵 傷風 不活化ボリオ ヒブ	1 初回	1回目	初回 (2箇-4箇)	1回目	1回目	初回 (9箇)	1回目	子宮頸がん 予防	初回 (9箇)
	2回目	2回目		2回目	2回目		2回目		2回目
	3回目	3回目		3回目	3回目		3回目		3回目
	追 加	追 加		追 加	追 加		追 加		追 加
ジフテリア 百日せき 敵 傷風 不活化ボリオ ヒブ	1 初回	1回目	初回 (9箇)	1回目	1回目	初回 (9箇)	1回目	ヒ ブ	初回 (9箇)
	2回目	2回目		2回目	2回目		2回目		2回目
	3回目	3回目		3回目	3回目		3回目		3回目
	追 加	追 加		追 加	追 加		追 加		追 加
ジフテリア 百日せき 敵 傷風 破 傷風	1 初回	1回目	初回 (9箇)	1回目	1回目	初回 (9箇)	1回目	小児用 肺炎球菌	初回 (9箇)
	2回目	2回目		2回目	2回目		2回目		2回目
	3回目	3回目		3回目	3回目		3回目		3回目
	追 加	追 加		追 加	追 加		追 加		追 加
麻しん風しん混合	1 期	1 期	1 期	1 期	1 期	1 期	1 期	水痘	初回
	2 期	2 期	2 期	2 期	2 期	2 期	2 期		2回目
	1 期	1 期	1 期	1 期	1 期	1 期	1 期	B型肝炎	初回
	2 期	2 期	2 期	2 期	2 期	2 期	2 期		2回目
	追 加	追 加	追 加	追 加	追 加	追 加	追 加		3回目
麻しん風しん混合	1 期	1 期	1 期	1 期	1 期	1 期	1 期	ロタウイルス	1回目 (ロタシルバ)
	2 期	2 期	2 期	2 期	2 期	2 期	2 期		2回目 (ロタシルバ)
	1 期	1 期	1 期	1 期	1 期	1 期	1 期		3回目 (ロタシルバ)
	追 加	追 加	追 加	追 加	追 加	追 加	追 加		BCGワクチン
日本脳炎	1 初回	乳幼児	1回目 (2箇-4箇)	1回目	1回目	1回目 (2箇-4箇)	1回目		1回目
	2回目	小學生	2回目 (2箇-4箇)	2回目	2回目	2回目 (2箇-4箇)	2回目		2回目
	3回目	生	3回目 (2箇-4箇)	3回目	3回目	3回目 (2箇-4箇)	3回目		3回目
	追 加	追 加	追 加	追 加	追 加	追 加	追 加		
不活化 ボリオ	初回	1回目	初回 (9箇)	1回目	1回目	初回 (9箇)	1回目		
	2回目	2回目		2回目	2回目		2回目		
	3回目	3回目		3回目	3回目		3回目		
	追 加	追 加		追 加	追 加		追 加		

種別	件	総件数(件)
一般 (自己負担徴収者)	件	件
生活保護受給者等の自己負担免除対象者	件	件
色床・加美町の生保のみ記載	件	件
医療機関診査料額(1件当たりの単価) : ※	件	件
高齢者	件	件
腰炎球菌	件	件
色床・加美町の生保のみ記載	件	件
定期接種	件	件
定期接種	件	件
色床・加美町の生保のみ記載	件	件
定期接種料額(1件当たりの単価) : ※	件	件
高齢者	件	件
腰炎球菌	件	件
色床・加美町の生保のみ記載	件	件
定期接種	件	件
定期接種	件	件
色床・加美町の生保のみ記載	件	件
定期接種料額(1件当たりの単価) : ※	件	件
高齢者	件	件
コロナウイルス	件	件
生活保護受給者等の自己負担免除対象者	件	件
乳幼児以上(高齢者を除く)	件	件
予診料	件	件
(子供のもの) 混合計額	件	件
高齢者	件	件
定額: インフル 住意: 脳炎球菌	件	件
定額: インフル 住意: 脳炎球菌	件	件
生活保護受給者等の 自己負担免除対象者	件	件
定額: インフル 住意: 脳炎球菌	件	件
合計	件	件